



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

177	形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境管理課).....	1
178	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
179	〃	(〃).....	2
180	〃	(〃).....	2
181	〃	(〃).....	3
182	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
183	〃	(〃).....	3
184	保安林の指定の解除	(〃).....	3
185	保安林の指定	(〃).....	4
186	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	4
187	〃	(〃).....	4
188	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	5
189	〃	(〃).....	5
190	〃	(〃).....	5
191	〃	(〃).....	6
192	〃	(〃).....	6
193	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
194	令和5年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	7

○ 選挙管理委員会告示

*12	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正	9
-----	---	-------	---

○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	9
------	--------------	---

○ 監査公表

監査公表第5号	12
---------	-------	----

告 示

和歌山県告示第177号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年和歌山県告示第237号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地

和歌山県御坊市名田町上野字高座1745番1の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊保健所衛生環境課並びに御坊市市民福祉部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400771	ハニーホーム重根	海南市重根348-2	短期入所（併設型）	身体障害者（肢体不自由者に限る。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	有限会社ライフパートナー	海南市小野田16-20-101	令和5.2.1

和歌山県告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400789	スマイルハンズ	海南市日方1521番地1 和歌山プリンスイン海南ピア・ビル1階	就労継続支援A型	特定なし	株式会社HANDS	和歌山市太田二丁目14番6号 第一生命ビル2階	令和5.2.1

和歌山県告示第180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000364	株式会社nikoplusエヌケア	御坊市塩屋町北塩屋1891番地2	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社nikoplus	御坊市塩屋町北塩屋1891番地2	令和5.2.1

和歌山県告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410589	陽楽介護	西牟婁郡すさみ町江住1330番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社陽楽	西牟婁郡すさみ町江住1330番地	令和5.2.1

和歌山県告示第182号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字牛屋谷914の182、914の183
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第183号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷847の2、848の2、852の2、854の2、862（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字下皆803の5、810（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字西605

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字愛川字西605（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第188号

和歌山県新宮市熊野地一丁目・熊野地二丁目の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月24日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野地一丁目・熊野地二丁目の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野地一丁目・熊野地二丁目の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月30日

和歌山県告示第189号

和歌山県新宮市相賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月24日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市相賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市相賀の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月30日

和歌山県告示第190号

和歌山県伊都郡高野町大字下筒香の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第

180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字下筒香の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字下筒香の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月30日

和歌山県告示第191号

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月30日

和歌山県告示第192号

和歌山県伊都郡高野町大字中筒香・上筒香の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字中筒香・上筒香の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字中筒香・上筒香の一部地区

5 認証年月日

令和5年1月30日

和歌山県告示第193号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3622	海南市岡田字六拾石176番1の一部、177番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 5. 1. 17	6. 00	66. 01

和歌山県告示第194号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和5年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

(2) 契約期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、令和5年2月7日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「図書」に記載されている者については、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって（1）のイからキまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、令和5年2月7日（火）から同年3月1日（水）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和5年2月22日（水）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和5年2月10日（金）午後2時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年2月7日（火）から同年3月1日（水）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和5年3月17日（金）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（月曜日を除く。）以内の日の午前9時30分から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年2月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

橋本市高野口町名古曾1003番地 橋本市高野口町伏原584番地の4	浦の段児童館 伏原児童館	を
橋本市高野口町名古曾1003番地	浦の段児童館	に、
東牟婁郡古座川町西川621番地の1 東牟婁郡古座川町高池324、325番地	西川生活改善センター 古座川町複合センター	を
東牟婁郡古座川町西川621番地の1 東牟婁郡古座川町高池261番1	西川生活改善センター 古座川町津波避難総合センター	に

改める。

公 告

入 札 公 告

令和5年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年2月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和5年度
 - (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式
 - (3) 調達物品の仕様等
仕様書（図書）及び令和5年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札説明書（以下「仕様書及び入札説明書」という。）による。
 - (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
 - (5) 納入期間
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和5年和歌山県告示第194号に規定する令和5年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館総務課
 - (2) 期間
令和5年2月7日（火）から同年3月1日（水）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問するものとし、その後は令和5年2月22日（水）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
 - (2) 日時
令和5年2月10日（金）午後2時30分
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
 - イ 入札日時

令和5年3月22日（水）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和5年3月22日（水）午後2時までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書の要否
要
- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県立図書館資料課
- イ 所在地
和歌山市西高松一丁目7番38号
郵便番号 641-0051
電話番号 073-436-9520
ファクシミリ番号 073-436-9511
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、令和5年2月和歌山県議会定例会において、令和5年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set
- (2) Date and time for tender :
2:30 P.M. Wednesday 22 March 2023 (Deadline for bids submitted by mail: 2:00 P.M. Wednesday 22 March 2023)
- (3) Contact point for the notice :
Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan
TEL 073-436-9520
FAX 073-436-9511

監 査 公 表

和歌山県監査公表第5号

令和4年9月5日付け監査報告第4号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

超過勤務手当において、週休日の振替を行ったが、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

注意事項

誤って支給した超過勤務手当は、返納手続を行い、返納を完了した。また、一般社団法人わかやま森林と緑の公社給与等規程第9条の規定等に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。